

通知カードの送付と受け取りについて（お知らせ）

◆ 通知カードについて

平成27年10月5日から令和2年5月24日までの間、出生や海外からの転入などによりマイナンバー（個人番号）が付番された際に、マイナンバーを通知するために地方公共団体情報システム機構より送付されていたものです。

※通知カードは令和2年5月25日をもって廃止され、以降は個人番号通知書が送付されています。

◆ ご自宅で受け取れなかった時

送付期間中にご不在だった場合、7日間程度郵便局で保管された後に、住所地を所管する鹿児島市役所の本庁市民課、各支所の市民課・総務市民課に1年間保管されます。裏面（2ページ目）の保管場所を確認の上、下表の本人確認書類をご持参ください。

（注）郵便局から市に返戻された通知カードを準備するにはお時間を要するため、事前に、保管場所（本庁市民課、各支所の市民課・総務市民課）にお電話の上、来庁ください。

➤ 通知カードの受け取りの際、本人確認書類が必要です。

本人確認書類（例）	
A 官公署が発行した 顔写真付きのものを1点	マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、敬老パス（鹿児島市発行）、友愛パス（鹿児島市発行）等
B 2点以上 但し、1点以上は官公署が 発行したもの	健康保険証、子ども医療費受給者証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、市区町村長が適当と認める書類 （「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る）

- 本人確認書類の文字や写真などが汚損等で確認できない場合は、事前に再交付を受けてからお越しください。
- 有効期限のある本人確認書類は、来庁時に有効期限内のものに限ります。
- 本人確認書類は、必ず原本をお持ちください。コピーは不可です。

➤ どなたが来庁し、手続きするかで必要な書類が異なります。

	受け取り手続きをする方	必要な書類のチェック欄
1	通知カードの名義人 （本人）	<input type="checkbox"/> ご利用可能な本人確認書類（例） Aの中から1点、またはBの中から2点 （ご注意） 通知カードが同じ封筒に入っている場合でも、受け取り時点で同一世帯でない場合は、代理人による手続き（次の2・3を参照）になります。
2	法定代理人 （親権者や後見人等）	<input type="checkbox"/> 通知カードの名義人（本人）の本人確認書類 Aの中から1点、またはBの中から2点 <input type="checkbox"/> 法定代理人の本人確認書類 Aの中から1点、またはBの中から2点
	（本人と法定代理人が別世帯の場合は追加が必要）	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類 本籍地が鹿児島市であり、親権の資格確認ができる場合は不要
3	任意の代理人	<input type="checkbox"/> 通知カードの名義人（本人）の本人確認書類 Aの中から1点またはBの中から2点 <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類 Aの中から1点またはBの中から2点
	（本人と任意代理人が別世帯の場合は追加が必要）	<input type="checkbox"/> 委任状 本人が代理人に「通知カードの受け取り」について委任したことを確認できるもの

